

10月1日(月)から

「緊急地震速報」がスタート

気象庁では、平成19年10月1日(月)から一般向けの「緊急地震速報」を開始します。

緊急地震速報は、震源に近い観測点の地震計でとらえられた地震波を、気象庁のコンピュータが各地の到達予想時刻及び予想震度などを瞬時に計算して配信する速報です。最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上)の地域を揺れが来る前にお知らせするもので、地震災害の軽減に役立つものと期待されています。

緊急地震速報の入手方法

■一般的な情報入手方法について

NHK、民法のテレビ・ラジオにて「緊急地震速報」が

放送されます。

※緊急地震速報は、テレビ・ラジオの電源が自動で入るものではありません。これ



までの地震情報と同様に、テレビなどを視聴していた際に、スーパーとして番組に重ねて放送されます。

携帯電話による受信

携帯電話により緊急地震速報が受信できます。

※詳細については携帯電話各社へお問い合わせください。

専用端末等を利用した情報入手方法について

緊急地震速報を受信する専用端末や、表示ソフトをインストールしたパーソナルコンピュータなどで緊急地震速報が受信できます。

「緊急地震速報があったら...」

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません。

「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保すること」が大切です。

農業所得簡易計算の廃止について

「農業所得簡易計算」が平成18年分の確定申告をもって廃止となりました。

また、これに伴い家事消費等の目安金額としていた「保有米の60キログラム当たりの単価」及び「家用用畑の10アール当たりの収入金額」も廃止となりました。

ご存知のとおり、農業所得は他の事業所得と同様に、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。これまで、比較的小規模の農家の

方のうち収支計算が困難な方については、申告の目安として「農業所得簡易計算」を用い確定申告を行っていましたが、平成19年分の所得税確定申告から収支計算により農業所得を計算することになります。

収支計算は、農家の方々の個別の事情を反映するため、経営状態を正しく把握することができ、農業経営の改善・合理化を図る上でも有効です。収支計算を行うためには、収入記録や必要経費の分かる書

類(出荷伝票、納品書、請求書、領収書など)から日々記録(記帳)し、科目ごとに1年間の集計を行う必要があります。また、これらの書類の保存も必要になります。

こまめに書類整理と記帳を行い、平成19年分の所得税確定申告からスムーズに収支計算ができるように心掛けましょう。

問い合わせ
町民税務課 課税係
☎46-1372

町内事業主の皆さんへ ～新規高卒者雇用促進奨励金の受付が始まります～

町では、新規高校卒業者の雇用枠の確保と雇用の促進を図るため、新規高卒者雇用促進奨励金制度を実施しています。

- ◇交付対象者 高等学校の教育課程を終了後、3カ月以内に雇用し、就職日から引き続き町内に住所を有する新規学卒者を常用の労働者として6カ月以上雇用している事業主
 - ◇奨励金 新規学卒者1人につき 10万円
 - ◇申請期限 新規学卒者の就職日から起算して6カ月を経過した日から、翌月20日までとなります。
- ※詳しくは、お問い合わせください。
- ◇問い合わせ 産業振興課 商工振興係 ☎46-1378

行政に関する困りごとはありませんか？

秋の行政相談週間

10月15日(月)から21日(日)までの1週間は「秋の行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県、市町村)や独立行政法人(国立病院機構、国立大学法人など)、特殊法人(郵便局、NTT、高速道路株式会社など)の仕事に関して、困っている

ことや要望したいことについて、総務大臣から委嘱された行政相談員が相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

南三陸町を担当する行政相談員は、小坂曾代子委員と高橋才二郎委員です。

町では、相談所を開設して

定例相談

◇日時 毎月第1・3木曜日

午前10時～午後3時

◇場所 志津川保健センター

(☎46-5113)

※10月の定例相談日は24ページをご覧ください。

※生活相談、人権相談と合同で相談所を開設しています。

※日程が変更になる場合もあります。

特設行政相談

◇日時 10月19日(金)

午前10時～午後3時

◇場所 歌津公民館

(☎36-2071)

◇問い合わせ 総務課 総務

法令係 ☎46-1370

歌津総合支所 総務管理課 ☎36-3922

10月の移動町長室は、10月16日(火)です!

「移動町長室」は、毎月1回、町長室を歌津総合支所に移動して、そこで町長または副町長が執務を行います。

執務時間は、午前9時～午後3時までです。

◇問い合わせ 歌津総合支所 総務管理課 ☎36-3921

▲さまざまな場面において緊急地震速報を見聞きした時に取るべき行動の具体例です。

問い合わせ 危機管理対策室 ☎46-1376